

議案第二十七号

港区立運動場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十日

提出者 港区长 武井雅昭

港区立運動場条例の一部を改正する条例

第一条 港区立運動場条例（昭和四十六年港区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の

次に次の二号を加える。

二 スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。

三 スポーツ及びレクリエーションの支援及び相談に関すること。

第二条の三第一項中「十二月二十九日から同月三十一日まで」を「十二月三十一日」に改

める。

第二条の四（見出しを含む。）中「使用時間」を「利用時間」に改める。

第二条の五の見出し中「使用できる」を「利用できる」に改め、同条中「使用できる」を

「利用できる」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「前二号の」を「第一号から第三号までに規定する」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 前号の団体以外の団体

第二条の五第二号の次に次の二号を加える。

三 区内の学校に通学している者

四 前三号の者以外の者

第三条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しようとする者」を「利用しようとするもの」に改める。

第三条の二の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用」を「利用」に改め、同条第二号中「使用する」を「利用する」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、第二条の五第四号に規定する者又は同条第六号に規定する団体が利用する場合で、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第三条の二第三号中「者」の下に「又は当該者を構成員に含む団体」を加え、「使用する」を「利用する」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、第二条の五第四号に規定する者又は同条第六号に規定する団体が利用する場合で、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第三条の二第四号中「使用する」を「利用する」に改める。

第四条を次のように改める。

（利用料金）

第四条 利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）は、第十一条第二項の規定に

よる指定を受けた者（以下この条から第六条までにおいて「指定管理者」という。）に対し、運動場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第二に定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第五条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「委員会は、特別の事由があると認めるときは、使用者の願い出により使用料（港区立芝給水所公園運動場及び港区立埠頭少年野球場以外の運動場の照明料は、除く。）」を「指定管理者は、委員会規則で定めるところにより、利用料金」に改める。

第六条を次のように改める。

（使用料の還付）

第六条 委員会は、委員会規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

第七条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条第一項中「使用者」を「利用者」に、「使用の」を「利用の」に、「使用し」を「利用し」に改め、同条第二項中「使用者」を「利用者」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第八条中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に、「生ぜしめた」を「与えた」に改める。

第九条の見出しを「（利用承認の取消し等）」に改め、同条各号列記以外の部分中「次に掲げる各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「使用条件」を「利用条件」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条第一号中「使用の」を「利用の」に、「使用承認」を「利用承認」に改める。

第十条第一号中「使用」を「利用」に改め、同条第三号中「整とん」を「整頓」に改める。
第十三条に次の二項を加える。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部（利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、委員会が臨時に運動場の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、委員会は、別表第二に定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第四条第一項、第五条及び第六条の規定を準用する。この場合

において、第四条第一項中「第十一条第二項の規定による指定を受けた者（以下この条から第六条までにおいて「指定管理者」という。）」とあるのは「委員会」と、「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、第五条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第六条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第十五条第一項第二号中「使用者」を「利用者」に改める。

別表第二（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

| 種別 | | 施設等の単位 | | 単位時間 | 金額 | 照明料（一時間当たり） |
|----------|--------|--------|-----|--------|--------|-------------|
| 港区立麻布運動場 | 野球場 | 一面 | 二時間 | 四、三〇〇円 | 二、六〇〇円 | |
| | テニスコート | 一面 | 一時間 | 五〇〇円 | 五〇〇円 | |
| 港区立青山運動場 | 野球場 | 一面 | 二時間 | 四、三〇〇円 | 二、六〇〇円 | |
| | テニスコート | 一面 | 一時間 | 五〇〇円 | 五〇〇円 | |

| | | | | | | | |
|------------------|------------------|------------------|--------|-------------|---------------|----------------|--------|
| 港区立赤坂弓道場 | | | | 港区立埠頭少年野球場 | 港区立芝給水公園運動場 | 港区立芝浦中央公園運動場 | |
| | | | | | サッカー場（多目的運動場） | フットサル場（多目的運動場） | テニスコート |
| 貸切り | | | | 一人一回（一時間以内） | 一面 | 一面 | 一面 |
| | | | | | 二時間 | 二時間 | 一時間 |
| 午前（午前九時から午後一時まで） | 午後（午後一時から午後五時まで） | 夜間（午後五時から午後九時まで） | 無料 | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | 二、六〇〇円 | 二、六〇〇円 | 五〇〇円 | 五〇〇円 | |

| | | | | | |
|------------------------|---------------------|------------------------|-------------------|--------|--------------------|
| 港区立芝浦南 ふ頭公園運動 広場 | 少年サッカー場、 多目的運動場) | 少年野球場（多 目的運動場） | 港区立芝公園 多目的運動場 | | フットサル場（ 多目的運動場） |
| | | | プール | 多目的運動場 | |
| 一面 | 一面 | 小学生・中学生一人一 回（二時間以内） | 大人一人一回（二時間 以内） | 一面 | 一面 |
| 一時間 | 一時間 | | | 一時間 | 一時間 |
| 七〇〇円 | 一、四〇〇円 | 二〇〇円 | 五〇〇円 | 一、一〇〇円 | 一、一〇〇円 |
| | | | | | 五〇〇円 |

別表第二備考一中「団体使用」を「団体利用」に改め、同表備考二中「使用した」を「利用した」に、「二百円」を「二百五十円」に、「五十円」を「百円」に改め、同表備考三中「使用する」を「利用する」に改め、同表備考四中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「金額」に改め、同表備考六中「港区立芝浦南ふ頭公園運動広場を区外者の団体（少年団体を除く。）」を「第二条の五第四号に規定する者又は同条第六号に規定する団体」に、「使用する」を「

利用する」に改め、「場合」の下に「（委員会が特に認める場合を除く。）」を加える。

第二条 港区立運動場条例の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「委員会」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第六条の改正規定及び次項から付則第五項までの規定 平成二十五年四月一日

二 第一条中別表第二の改正規定（同表備考六中「港区立芝浦南ふ頭公園運動広場を区外者の団体（少年団体を除く。）」を「第二条の五第四号に規定する者又は同条第六号に規定する団体」に改め、「場合」の下に「（委員会が特に認める場合を除く。）」を加える部分を除く。） 平成二十六年一月一日

三 第一条中第二条の二、第二条の四及び第二条の五の改正規定（同条の見出し中「利用できる」を「利用できる」に改め、同条中「利用できる」を「利用できる」に改める部分に限る。）並びに第三条及び第三条の二の改正規定（同条第二号にただし書を加える部分及び同条第三号中「者」の下に「又は当該者を構成員に含む団体」を加え、同号にただし書を加える部分を除く。）並びに第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条及び第

第十五条の改正規定並びに第二条の規定 平成二十六年四月一日

四 第一条中第二条の三及び第二条の五の改正規定（同条の見出し中「使用できる」を「利用できる」に改め、同条中「使用できる」を「利用できる」に改める部分を除く。）並びに第三条の二の改正規定（同条第二号にただし書を加える部分及び同条第三号中「者」の下に「又は当該者を構成員に含む団体」を加え、同号にただし書を加える部分に限る。）並びに別表第二の改正規定（同表備考六中「港区立芝浦南ふ頭公園運動広場を区外者の団体（少年団体を除く。）」を「第二条の五第四号に規定する者又は同条第六号に規定する団体」に改め、「場合」の下に「（委員会が特に認める場合を除く。）」を加える部分に限る。） 港区教育委員会規則で定める日

（経過措置）

2 この条例第一条の規定による改正後の港区立運動場条例（以下「第一条の規定による改正後の条例」という。）第六条の規定は、平成二十五年四月一日以後になされた利用の承認に係る使用料について適用し、同日前になされた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

3 委員会は、平成二十六年四月一日以後の利用の承認に係る料金を同日前に納付させる場合は、第一条の規定による改正後の条例別表第二に定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

4 前項の場合において、平成二十六年四月一日以後に既に納付された使用料を還付するとき
は、この条例第二条の規定による改正後の港区立運動場条例第六条の規定を準用する。この
場合において、この条例第二条の規定による改正後の港区立運動場条例第六条中「指定管理
者」とあるのは「委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。
5 第一条の規定による改正後の条例別表第二の規定は、平成二十六年四月一日以後の利用分
について適用し、同日前の利用分については、なお従前の例による。

(説明)

運動場の使用料に係る規定等を整備するとともに、利用料金制度を導入するため、本案を提
出いたします。